

平成23年度保健福祉部高齢介護課執行目標設定表

番号	執行目標項目及びその内容	目標とする指標 (具体的な数値・内容)	目標を進行させる計画 (スケジュール)	市長所信表明、総合計画（実施計画）や行革行動計画の位置づけ
1	<p>介護保険事業計画の策定 平成24年度から3年間の介護保険事業等の展開について、目標・課題・取組み方向を示し、介護サービス量と保険給付費を見込んだ中で、事業推進方策を明記する。</p>	<p>介護保険事業計画策定委員会を開催し計画の検討を行っていただく。10月には素案を示し、12月にパブリックコメントを実施、1月に保険料を示し、2月で計画策定を完了する。</p>	同左	<p>○総合計画（基本計画） 3(2)②総合的な支援・サービスの充実</p>
2	<p>在宅介護支援センターの充実 市内に4ヶ所ある、在宅介護支援センターの地域包括支援センターとの連携を強化し、高齢者の相談支援業務の充実を図る。</p>	<p>在宅介護支援センターの業務を明確化し、地域包括支援センターのサブ施設としての役割を明確にしていく。</p>	年度内実施	<p>○総合計画（基本計画） 3(2)②総合的な支援・サービスの充実</p>

3	<p>二次予防事業の推進</p> <p>国の指針に従って二次予防高齢者の把握の推進を行い介護予防事業の効果を上げていく。</p>	<p>対象者の把握率向上を図るための対策を講じて、予防事業参加者を増加していく。</p>	<p>京都府地域包括ケア総合交付金を活用し臨時職員雇用により調査活動を行う。</p> <p>9月の補正予算に計上し、年度内事業として取り組んでいく。</p>	<p>○総合計画（基本計画）</p> <p>3(2)②総合的な支援・サービスの充実</p>
4	<p>介護保険料収納率の向上</p> <p>納税者等の不公平感をなくし、財政運営を安定化させるため、未納者への対策に取り組む。</p>	<p>現在の収納率88.9%を90%台に乗せる対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の督促状に合わせて、3ヶ月に一度未納者に通知を送付する。 ・訪問徴収を定期的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3期の（6月～8月分）の督促状を送った後、10月頃通知を発送する。 9月～11月分は1月頃 12月～3月分は5月頃発送予定 ・訪問は随時実施する。介護認定を受けている人、不納欠損に係る人を対象とする。 	<p>○総合計画（基本計画）</p> <p>3(2)②総合的な支援・サービスの充実</p>